

## 豊中市産業利用補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市企業立地促進条例（平成20年豊中市条例第9号。以下「企業立地促進条例」という。）の理念に基づき、企業立地促進条例第2条第1項第9号に規定する産業誘導区域内において、事業所の立地に協力する土地所有者及び貸工場等の建築者に対して補助金を交付することにより、当該地域における事業所の立地の促進及び安定した操業環境の維持・形成を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、企業立地促進条例の定めるところによるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 事業者 企業立地促進条例第3条に規定する対象事業者とする。
- (2) 貸工場等 賃貸を目的として新設、増設又は建替（以下「建築」という。）された床面積の合計が100平方メートル以上の建物であり、かつ、事業者が直接事業の用に供する建物とする。

### (補助対象者の要件)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、土地の売主及び貸工場等の建築者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者を除く。

- (1) 産業誘導区域内において、事業者が土地を売却する者であり、かつ、当該土地の売買契約締結時から2年以内に、買主側事業者が当該土地上で事業を開始する旨の確約を補助金の交付申込み時点で得ている者であること。
- (2) 産業誘導区域内において、貸工場等を建築し、かつ、当該貸工場等の建築着工時から2年以内に、借主側事業者が当該貸工場等で事業を開始する旨の確約を補助金

の交付申込み時点で得ている者であること。

#### (補助対象経費及び金額)

第4条 補助金の交付対象として、市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）は、土地の売買契約金額（付随する税金及び手数料を含む。以下同じ。）又は貸工場等の建築費用（付随する税金及び手数料等を含む。以下同じ。）とし、補助金交付の申込みの属する年度ごとに予算の範囲内において交付するものとする。補助金の額は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 土地売買の場合は、土地の売買契約金額に100分の3を乗じて得た金額以内で、かつ、上限5,000,000円とする。ただし、当該土地上に建物がある場合は、土地の売買契約金額のみを補助対象経費とする。
  - (2) 貸工場等の建築の場合は、貸工場等の建築費用に100分の3を乗じて得た金額以内で、かつ、上限5,000,000円とする。
- 2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
  - 3 補助対象者が土地又は貸工場等を共有名義で所有している場合は、補助金は、当該土地又は当該貸工場等の持分に応じた金額を按分して交付するものとする。

#### (補助金交付の申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込者が土地の売主の場合は売買契約成立後、買主側事業者が当該土地上で事業を開始するまでの間に、貸工場等の建築主の場合は貸工場等の建築完成後、借主側事業者が当該貸工場等で事業を開始するまでの間に、豊中市産業利用補助金交付申込書（様式第1号-1。以下「申込書」という。）を次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないことを、大阪府警察に照会する際に必要な情報を記載した書類（様式第1号-2）
- (2) 申込者が法人事業者の場合は、法人登記簿又は履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は、確定申告書。個人の場合は、住民票）
- (3) 土地売買の場合は、土地の登記事項証明書、売買契約書の写し及び買主側事業者の概要がわかる書類
- (4) 貸工場等の建築の場合は、貸工場等の建築確認申請書の写し、敷地内配置図、各階平面図及び借主側事業者の概要がわかる書類

- (5) 土地及び貸工場等の位置図
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定の通知)

第6条 市長は、申込書の提出があつたときは、内容等を審査し、補助金交付の可否を判断し、豊中市産業利用補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は豊中市産業利用補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定を行うに際して必要があると認めるときは条件を付することができる。

(補助対象事業の実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助対象者」という。）は、買主側事業者又は借主側事業者（以下「相手方事業者」という。）が事業を開始したときは、速やかに豊中市産業利用補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）を次の各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 相手方事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないことを、大阪府警察に照会する際に必要な情報を記載した書類（様式第1号-2）
- (2) 相手方事業者が法人事業者の場合は、法人登記簿又は履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は、確定申告書）
- (3) 相手方事業者の事業開始届
- (4) 補助対象経費の支出を証する書類
- (5) 申込者の市税（市民税又は法人市民税）の完納を証する書類
- (6) 土地売買の場合は、買主側事業者が当該土地上に建築した建物の建築確認申請書の写し、当該建物の検査済証の写し、敷地内配置図及び各階平面図
- (7) 貸工場等の建築の場合は、賃貸借契約書の写し又は賃借関係がわかる書類及び当該建物の検査済証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の受理後、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、交付金額を確定し、豊中市産業利用補助金交付金額確定通知

書（様式第5号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第9条 確定通知書を受けた補助対象者は、豊中市産業利用補助金交付請求書（様式第6号）を確定通知書を受領した日の属する年度の末日までに、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に当該補助金交付請求書に係る補助金を交付するものとする。

（補助金交付申込内容の変更等）

第11条 補助対象者は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに豊中市産業利用補助金変更交付申込書（様式第7号。以下「変更交付申込書」という。）又は豊中市産業利用補助対象事業中止・廃止届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者の名称、所在地、代表者等に変更が生じたとき。
- (2) 補助対象事業の内容又は補助対象経費に変更が生じたとき又は生じることが判明したとき。
- (3) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 補助対象事業が予定期間内に完了せず又は補助対象事業の遂行が困難となったとき。

2 変更交付申込書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更に係る事項が確認できる計画書等
- (2) 補助対象経費の変更に係る事項が確認できる見積書等
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、変更交付申込書の提出があったときは、内容等を審査し、変更を承認することの可否を判断し、豊中市産業利用補助金変更交付決定通知書（様式第9号）又は豊中市産業利用補助金変更不交付決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

4 補助対象者が申込みを取り下げようとするときは、豊中市産業利用補助金交付申込取下届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(補助対象者の地位の承継)

第12条 補助対象者に係る相続、譲渡、合併、分割等により、補助対象事業を承継しようとする者(以下「後継者」という。)は、豊中市産業利用補助対象事業承継承認申込書(様式第12号。以下「承継承認申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 承継承認申込書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 後継者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないことを、大阪府警察に照会する際に必要な情報を記載した書類(様式第1号-2)
- (2) 後継者が地位を承継したこと又は承継する地位にあることが確認できる書類
- (3) 後継者が法人事業者の場合は、法人登記簿又は履歴事項全部証明書(個人事業者の場合は、確定申告書。個人の場合は、住民票)
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、承継承認申込書の提出があったときは、内容等を審査し、承継を承認することの可否を判断し、豊中市産業利用補助対象事業承継承認通知書(様式第13号)又は豊中市産業利用補助対象事業承継不承認通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助対象者又は補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するとき、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 報告時において、市税(市民税又は法人市民税)を滞納しているとき。
- (4) 補助対象事業が完了しているにもかかわらず、実績報告がなされなかったとき。
- (5) 補助対象事業を中止もしくは廃止したとき又は補助対象事業が中止もしくは廃止の状態にあると市長が認めたとき。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (7) その他市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、豊中市産業利用補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の場合において、補助対象者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(帳簿等関係書類の保管，調査及び指示)

第14条 補助金の交付を受けた補助対象者（以下「補助金受領者」という。）は、帳簿等関係書類を5年間保管しなければならない。

2 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助金受領者に対して、補助対象事業に関し報告を求め又は帳簿等関係書類を調査することができる。

3 市長は、前項の規定による報告又は調査の結果に基づき、補助金受領者に対して、補助対象事業の実施について、必要な指示を与えることができる。

(補助金の利用制限)

第15条 補助金の交付は、各年度における土地売買及び貸工場等の建築につき、それぞれ1回限りとする。

(他補助金等との併用制限)

第16条 申込者が国，府又はその他の公共団体から、補助対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する補助金の交付を併用して受けることはできない。

(豊中市補助金等交付規則の適用)

第17条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の規定によるものとする。

(施行細目)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する



役員等名簿

事業所名称				
所在地		豊中市		
役職名等	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住所
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	

備考

- 1 役員等（役員及び役員と同様の責任を有する代表者、理事等）の氏名及びふりがな、性別、生年月日並びに住所を正確に記載してください。
- 2 氏名及びふりがな、性別、生年月日並びに住所の情報を豊中市産業利用補助金交付要綱第3条の規定に該当するか否かの確認のため関係機関に照会します。
- 3 この名簿は、2に掲げる確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様

豊中市長

### 豊中市産業利用補助金交付決定通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みのありました豊中市産業利用補助金の交付申込みにつきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

#### 記

#### 1. 補助対象者

事業所名称 (氏名)	
事業所所在地 (住所)	豊中市
区分	土地の売買 ・ 貸工場等の建築

#### 2. 補助対象経費及び交付決定金額

補助対象経費 金 円

交付決定金額 金 円

#### 3. 交付の条件

<ul style="list-style-type: none"><li>豊中市産業利用補助金交付要綱第2条第1号に規定する事業者である買主側事業者が、所有権移転後2年以内に操業を開始すること。</li><li>豊中市産業利用補助金交付要綱第2条第1号に規定する事業者である借主側事業者が、貸工場等の建築着工後2年以内に操業を開始すること。</li><li>相手方事業者が操業を開始したときは、速やかに実績報告書を提出すること。</li><li>交付要件を満たさないことが判明した場合は、交付決定の通知を取り消すことがあります。</li></ul>
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>

様

豊中市長

### 豊中市産業利用補助金不交付決定通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みのありました豊中市産業利用補助金の交付申込みにつきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

#### 記

##### 1. 補助対象者

事業所名称 (氏名)	
事業所所在地 (住所)	豊中市
区分	土地の売買 ・ 貸工場等の建築

##### 2. 不交付決定の理由

<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>
---

豊中市長 宛

所在地  
名称  
代表者

⑩

### 豊中市産業利用補助金実績報告書

年（      年）      月      日付豊活産第      号で交付決定を受けました補助対象事業につきまして、事業が終了しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象者

事業所名称（氏名）	
事業所所在地（住所）	豊中市
区分	土地の売買      ・      貸工場等の建築

2. 補助対象経費及び交付決定金額

補助対象経費      金      \_\_\_\_\_      円

交付決定金額      金      \_\_\_\_\_      円

3. 添付書類

	・役員等名簿（様式第1号-2）
	・補助対象経費の支出を証する書類
	・市税（市民税又は法人市民税）の完納を証する書類（領収書の写し又は納税証明書）
	・（相手方事業者が法人事業者の場合）法人登記簿又は履歴事項全部証明書（発行後3ヵ月以内のもの）
	・（相手方事業者が個人事業者の場合）確定申告書（発行後3ヵ月以内のもの）
	・（土地売買の場合）買主側事業者の建築確認申請書（第1～5面）
	・（土地売買の場合）添付図面（敷地内配置図と各階平面図）
	・（土地売買の場合）買主側事業者の事業開始届け
	・（土地売買の場合）買主側事業者の建築した建物の検査済証
	・（貸工場等建築の場合）賃貸借契約書の写し又は賃借関係がわかる書類
	・（貸工場等建築の場合）借主側事業者の事業開始届け
	・（貸工場等建築の場合）借主側事業者が賃借している建物の検査済証
	・その他市長が特に必要と認める書類（      ）

※○印がついた書類を添付

様

豊中市長

### 豊中市産業利用補助金交付金額確定通知書

年 ( 年) 月 日付豊活産第 号で交付決定の通知をしました豊中市産業利用補助金につきまして、下記のとおり交付金額が確定しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

#### 記

##### 1. 補助対象者

事業所名称 (名称)	
事業所所在地 (住所)	豊中市
区分	土地の売買 ・ 貸工場等の建築

2. 確定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

##### 3. 交付条件

<ul style="list-style-type: none"><li>豊中市産業利用補助金交付要綱の趣旨を理解し、適切に補助対象事業を執行すること。</li><li>交付要件を満たさないことが判明した場合、もしくは交付要件に反する行為が判明した場合は、補助金の一部もしくは全部の返還を求めることがあります。</li></ul>
<ol style="list-style-type: none"><li>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。</li><li>この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</li><li>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</li></ol>

豊中市長 宛

所在地  
名称  
代表者

⑩

### 豊中市産業利用補助金交付請求書

年（ 年） 月 日付豊活産第 号にて豊中市産業利用補助金の交付金額  
確定の通知を受けましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり  
請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

なお、上記の補助金は、下記金融機関の口座へ振込いただきますよう依頼します。

#### 口座振替依頼書

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	支店
預金種別	当座	・ 普通
振込口座番号		
フリガナ		
口座名義		



豊中市長 宛

所 在 地

名      称

代 表 者

⑩

豊中市産業利用補助対象事業中止・廃止届出書

年（      年）      月      日付豊活産第      号で交付決定を受けました補助対象事業を中止・廃止しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

1. 補助対象者

事業所名称（名称）	
事業所所在地（住所）	豊中市
区分	土地の売買      ・      貸工場等の建築

2. 届出内容

区分	中止      ・      廃止
中止・廃止した年月日	年（      年）      月      日
中止・廃止した理由	

様

豊中市長

## 豊中市産業利用補助金変更交付決定通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みのありました豊中市産業利用補助金の変更交付申込みにつきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

## 記

## 1. 補助対象者

事業所名称 (名称)	
事業所所在地 (住所)	豊中市
区分	土地の売買 ・ 貸工場等の建築

## 2. 補助対象経費及び交付申込金額

	補助金交付決定額	補助対象経費
変更前	金 円	金 円
変更後	金 円	金 円
増減額	金 円	金 円

## 3. 変更を認める内容

<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>
---

様

豊中市長

## 豊中市産業利用補助金変更不交付決定通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みのありました豊中市産業利用補助金の変更交付申込みにつきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

## 記

## 1. 補助対象者

事業所名称 (名称)	
事業所所在地 (住所)	豊中市
区分	土地の売買 ・ 貸工場等の建築

## 2. 不交付決定の理由

<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>

年（ 年） 月 日

豊中市長 宛

住 所

名 称

代表者名

印

## 豊中市産業利用補助金交付申込取下届出書

年（ 年） 月 日付で申込み、年（ 年） 月 日付豊活産第 号で交付決定を受けました豊中市産業利用補助金につきまして、下記のとおり申込みを取下げますので、豊中市産業利用補助金交付要綱第11条第4項の規定により届出します。

### 記

#### 1. 補助対象者

事業所名称（名称）	
事業所所在地（住所）	豊中市
区分	土地の売買 ・ 貸工場等の建築

#### 2. 取下げの理由

--

豊中市長 宛

住 所

名 称

代表者名

㊞

## 豊中市産業利用補助対象事業承継承認申込書

年（      年）      月      日付豊活産第      号で交付決定を受けました補助対象事業につきまして、補助対象者の地位を承継しますので、豊中市産業利用補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申込みます。

### 記

#### 1. 事業承継内容

後継者（代表者）	
後継事業者の所在地	
承継の年月日	年（      年）      月      日
承継者（代表者）	
承継事業所の所在地	豊中市
承継の理由	相続・譲渡・合併・分割・その他（      ）

#### 2. 添付書類

	・役員等名簿（様式第1号-2）
	・後継者が事業を承継したこと、又は承継する地位にあることが確認できる書類
	・（後継者が法人事業者の場合）法人登記簿又は履歴事項全部証明書（発行後3ヵ月以内のもの）
	・（後継者が個人事業者の場合）直近の確定申告書（法務局に届け出たことが確認できるもの）
	・その他市長が必要と認める書類（      ）

※○印がついた書類を添付

様

豊中市長

## 豊中市産業利用補助対象事業承継承認通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みのありました豊中市産業利用補助対象事業承継承認の申込みにつきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

## 記

## 1. 承認内容

後継者（代表者）	
後継事業者の所在地	
承継者（代表者）	
承継事業所名	
承継事業所の所在地	豊中市

## 2. 承継承認の条件

<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>

様

豊中市長

## 豊中市産業利用補助対象事業承継不承認通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みのありました豊中市産業利用補助対象事業承継承認の申込みにつきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

## 記

## 1. 承継承認前補助対象者

承継者 (代表者)	
承継事業所名	
承継事業所の所在地	豊中市

## 2. 承継不承認決定の理由

<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>

様

豊中市長

### 豊中市産業利用補助金交付決定取消通知書

年 ( 年) 月 日付豊活産第 号で通知しました豊中市産業利用補助金の交付決定につきまして、以下の理由により取消すこととしたため、豊中市産業利用補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

#### 記

##### 1. 補助対象者

事業所名称 (名称)	
事業所所在地 (住所)	豊中市
区分	土地の売買 ・ 貸工場等の建築

##### 2. 交付決定取消しの理由

<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>
---